

諸室諸元表

添付資料 6-1

| 室名 | | 室数 | 面積 | 想定利用人数 | 使用目的/用途 | 動線・配置に関する留意事項 | その他特記事項 | |
|-------------------|-----------|--------------|-------|---|--|--|---|-------------------------------|
| 産業 支援 施設 | 創業 支援 | 創業支援ルームA | 8 | 25 | 創業希望者が事務所として利用 | 各創業支援ルームは近接して配置 | 個室形式の執務スペースとし、個別に施錠管理できる構造とする | |
| | | 創業支援ルームB | 1 | 60 | | | | 4ブース |
| | | 創業支援ルームC | 1 | 40 | | | | 8ブース |
| | | 入居者共用室A | 1 | 25 | 来訪者との打合せ | 受付共用室Cに近接 来客動線に配慮 | | |
| | | 入居者共用室B | 1 | 25 | | | | |
| | | アドバイザー室 | 1 | 20 | アドバイザーが事務所として利用 | 受付共用室Cに近接 | | |
| | | 相談室A | 1 | 10 | アドバイザーに相談するスペース | 受付共用室Cに近接 | プライバシー配慮 | |
| | | 相談室B | 1 | 10 | | | | |
| | 受付・共用室C | 1 | 20 | 秘書業務の執務スペース、入居者用OAスペース等を設ける提案する配置により、OAスペースの機能は別に設けても良い | 相談室、アドバイザー室に近接 来客動線に配慮すること。創業支援部分のロビーを設けることとし、隣接させること。来客カウンターを設けること。 | | | |
| | 創業支援 計 | | | 410 | | | | |
| | 交流 支援 | 多目的ホール | 1 | 1,000 | 1,000 (スケール形式 600) | 製品展示会や講演会等を行う ケータリングサービス等を可能にする 平土間式ホール 電動昇降式格子状バトン(天井全面) | 300㎡, 300㎡, 400㎡と三つに分割利用可能とする 分割時の可動間仕切りは、遮音タイプとする | 天井高6.5m 遮音に配慮 階下への防振に配慮 |
| | | ホワイエ | 1 | 300 | | 多目的ホール用の客だまり | 廊下部分の面積を除いて300㎡を確保すること | |
| | | ロールバックチェア収納庫 | 1 | 50 | | 多目的ホール後部にロールバックチェア収納部 | 上部を放送・照明用の操作室とすること | 電動式ロールバックチェア含む |
| | | 多目的ホール控室A | 1 | 20 | | 多目的ホール用の控室 | 多目的ホールに近接 | |
| | | 多目的ホール控室B | 1 | 20 | | 多目的ホール用の控室 | 多目的ホールに近接 | |
| | | 多目的ホール控室C | 1 | 20 | | 多目的ホール用の控室 | 多目的ホールに近接 | |
| | | パントリー | 1 | 30 | | 多目的ホール等での飲食をサポート | 多目的ホールに近接 | |
| | | 倉庫A(貸室用倉庫) | 1 | 250 | | 多目的ホール等のイスなどの保管 | 多目的ホールに近接 | |
| | | 交流支援事務室 | 1 | 30 | | 交流支援を運営するための事務室 | 多目的ホールに近接 | |
| | | 交流支援 計 | | | 1,720 | | | |
| | 運営 事務室 | 運営事務室 | 1 | 30 | | 産業支援施設全般の管理 | 外部との接触が多いので、動線及び配置に配慮 | 造作・家具・備付設備等は、運営方針とあわせ提案とする |
| 商工 団体 等 | 商工団体等A | | 30 | | 商工団体用事務所 | 商工団体等A～Dは、近接して配置 | | |
| | 事務室A | 1 | 30 | 2 | | | | |
| | 商工団体等B | | 550 | | 商工団体用事務所 | 商工団体等A～Dは、近接して配置 | | |
| | 事務室B | 1 | 550 | 23 | | | | |
| | 商工団体等C | | 35 | | 商工団体用事務所 | 商工団体等A～Dは、近接して配置 | | |
| | 事務室C | 1 | 35 | 4 | | | | |
| | 商工団体等D | | 50 | | 商工団体用事務所 | 商工団体等A～Dは、近接して配置 | | |
| | 事務室D | 1 | 50 | 2 | | | | |
| | 商工団体等E | | 30 | | 商工団体用事務所 | パスポートセンター春日部支所に隣接した配置 | | |
| | 事務室E | 1 | 30 | 3 | 印紙や県証紙を販売するなどパスポートセンターを補完する業務 | | | |
| 共用会議室 | | 30 | | | 商工団体Aに隣接させること | | | |
| 共用会議室 | 1 | 30 | 3 | 会議室 | | | | |
| 商工団体等 計 | | | 725 | | | | | |
| 産業支援施設 計 (共用部を除く) | | | 2,885 | | | | | |

| 室名 | | 室数 | 面積 | 想定利用人数 | 使用目的/用途 | 動線・配置に関する留意事項 | その他特記事項 | |
|---------------------|-----------------|-------------------------------|-------|-----------------------------------|---|--|---|--|
| パスポートセンター 春日部支所 | 事務室F | 1 | 85 | 10 | パスポートセンター春日部支所の事務室 | | | |
| | 書庫 | 1 | 11 | | 書類の保管 | 事務室Fに隣接 | | |
| | 印刷室 | 1 | 4 | | コピー機、プリンター等設置 | | | |
| | 受付スペース | 1 | 116 | | パスポート申請の窓口 窓口数6 | | 受付カウンター設置 申請受付用スペースを確保 | |
| | 旅券作成室 | 1 | 34 | | 旅券を作成する部屋 | | セキュリティ配慮 | |
| | 会議室 | 1 | 7 | | 会議室 | 事務室Fに近接 | | |
| | 男子更衣室 | 1 | 11 | | 更衣室 | | | |
| | 女子更衣室 | 1 | 14 | | 更衣室 | | | |
| | 倉庫B | 1 | 40 | | 書類の保管 | | セキュリティ配慮 | |
| | 面談室 | 1 | 4 | | パスポート申請の面談 | 事務室Fに隣接 | プライバシー配慮 | |
| | パスポートセンター 計 | | 326 | | | | | |
| パスポートセンター 計(共用部を除く) | | | 326 | | | | | |
| 県施設 共用部 | エントランス横吹抜けスペース | 1 | 200 | | 全体(公共)共用部のエントランスホールと一緒に300㎡程度の空間を確保すること | | 吹抜け | |
| | 湯沸室 | | | | | 来客、職員、等が利用可能なよう適宜複数を設置すること 利用上支障が無ければ他部門との兼用は提案とする | 分別収集ゴミ箱が置けるスペースを確保すること(別室とする提案も可) | |
| | 男子便所 | | | | | 多目的トイレを男女別に設けるかは提案によるが、介助者が異性となる場合も考慮した配置とすること | プライバシー配慮 大便房のブース間相互の界壁は天井までとすること | |
| | 女子便所 | 提案により 適宜必要 室数で設 けること | | 提案により適宜必要規模で設けること | | | プライバシー配慮 | |
| | 多目的便所 | | | 共用部面積には、庁舎共用部～全体 共用部の按分まで全てを含む | | | | |
| | EV、廊下、階段等共用スペース | | | | 適切なセキュリティ区分を提案すること 提案内容により適宜、全体共用、公共共用、県共用、部分共用を区分すること | 運営時間とセキュリティ区分の違いを考慮し、如何なる場合も法令 に即した避難動線を有効に確保できるよう計画すること | | |
| | 諸設備室、PS、DS、CS等 | | | | | 個人情報保護等重要情報管理の観点から、維持管理は極力共用部 のみから行える様配慮すること CSはセキュリティレベルに応じて区画あるいは専用とすること | 提案棟配置、提案設備システムにより、中 央、個別等は適宜提案とする | |
| 共用部想定按分面積 | | | 2,039 | | | | | |
| 県施設 計 | | | 5,250 | | | | | |
| 市民活動センター | 交流・ 発信機能 | 交流・ミーティングスペース | 1 | | 100~ | 市民活動団体のイベント・交流会及び打合せに使用 | 人の目につきやすく、利用しやすい場所に配置すること 事務室1からの見通しの良いつくりであること | 少人数(3~6名程度)での打合せに使用で きるテーブル及び椅子を計100席程度設置 |
| | | 展示スペース | 1 | | | 市民活動団体の展示等に使用 | 展示で使わないときは交流・ミーティングスペースとして利用できる こと 100㎡程度のスペースとすること | 可動式の掲示用パネルを54㎡程度設置 |
| | | 情報スペース | 1 | 500 | | インターネットを通じた情報収集・発信、市民活動に関する書籍・資料の収集、閲覧 | | 書架と閲覧用テーブル、椅子を10人分程度 設置 |
| | | 喫茶スペース | 1 | | 10 | 自動販売機を設置するスペースを確保するとともに、飲食可能なスペースを確保する スペース内に調理台(床置き型・手動昇降式)を設置すること | 市民活動センター来館者以外でも気軽に立ち寄れる場所に配置する | |
| | | キッズルーム | 1 | 40 | 10 | 子どもを遊ばせるプレイルーム、ベビーベッド、授乳スペース等を確保する | 交流・ミーティングスペースと一体となるように配置すること。 | 子どもの行動を十分理解し、子どもの視点に 立ったデザイン |
| | | 事務室1 | 1 | 100 | 10 | 市民活動センター事務室 | 少人数でも施設の管理ができるよう、交流・ミーティングスペース等の オープンスペースに目配りができる位置に配置すること | |
| | | 倉庫1 | 1 | 75 | | 交流・ミーティングスペース等の椅子や机、備品の保管 | | |
| | 交流・発信機能 計 | | | 715 | | | | |
| | 活動支援機能 | 相談室1、2 | 2 | 10 | | 相談の受付 | 事務室1に近接させること | |
| | | 市民活動共同事務所 | 1 | 80 | 30 | 市民団体が共同事務所として使用 事務スペースとミーティングスペースを配置する | | |
| | | 貸事務所1~5 | 5 | 10 | | 市民団体が貸事務所として使用 将来的に部屋の区画を変更可能とする | | |
| 作業室・印刷室 | | 1 | 35 | 10 | 市民団体がパンフレットやチラシなどを作成するのに使用 コピー機、プリンター等設置 | 事務室1に近接させること | | |
| 活動支援機能 計 | | | 185 | | | | | |

| 室名 | | 室数 | 面積 | 想定利用人数 | 使用目的/用途 | 動線・配置に関する留意事項 | その他特記事項 |
|--------------------|-------------------|----|-------|--------|---|---|--|
| 活動実践機能 | 会議室1 | 1 | 30 | 16 | 会議や研修などに使用 パソコン講習にも使用できるよう、配線や電源、インターネット接続に必要な機能を持たせること | 会議室1・2・3は遮音性の高い可動間仕切りにて相互利用可とする 産業支援施設の利用者も利用しやすい位置に配置 | 隣室の音が聞こえないよう遮音に配慮 |
| | 会議室2 | 1 | 30 | 16 | 会議や研修などに使用 パソコン講習にも使用できるよう、配線や電源、インターネット接続に必要な機能を持たせること | | |
| | 会議室3 | 1 | 40 | 20 | 会議や研修などに使用 パソコン講習にも使用できるよう、配線や電源、インターネット接続に必要な機能を持たせること | | |
| | 会議室4 | 1 | 50 | 30 | 会議や研修などに使用 | 会議室4・5は遮音性の高い可動間仕切りにて相互利用可とする 産業支援施設の利用者も利用しやすい位置に配置 | 隣室の音が聞こえないよう遮音に配慮 |
| | 会議室5 | 1 | 100 | 66 | 会議や研修などに使用 | | |
| | 会議室6 | 1 | 50 | 20 | 一部或いは全部を土足禁止とする 特に子ども連れの団体などが利用しやすいものとする | | 床材は管理しやすいものを使用すること |
| | 活動実践機能 計 | | | 300 | | | |
| 市民活動センター 計(共用部を除く) | | | 1,200 | | | | |
| 検(健)診・予防接種機能 | 診察スペース | 1 | 180 | 22 | 医師が問診を行う部屋 | プライバシーに配慮した固定型診察室と医療用カーテン・レール式の診察室をそれぞれ9㎡程度を3室ずつ設置すること 動線・配置については添付資料18-2、18-3参照 | 医療用カーテンの診察室については、通常オープンスペースとして使用し、必要に応じて診察室として使用する |
| | 測定スペース | | | | 乳幼児の体重、身長などの測定を行う部屋 | | |
| | 接種室兼歯科検診・指導室 | 1 | 50 | 30 | 予防接種、成人歯科検診、乳幼児のブラッシング指導などを行う部屋 | 動線・配置については添付資料18-2参照 | 床材は、表面が濡れても滑りにくく、かつ掃除しやすいものであること 壁面収納(扉付き)を6m程度設置 |
| | 予防接種準備室 | 1 | 20 | | 予防接種の準備と消耗品等を保管する部屋 | 動線・配置については添付資料18-2参照 | 壁面収納(扉付き)を6m程度設置 |
| | 薬品管理室 | 1 | 30 | | 使用器具を滅菌消毒し、保管する部屋 ワクチン等の薬品を保管する部屋 | 動線・配置については添付資料18-2参照 | 壁面収納(扉付き)を6m程度設置 |
| | 成人保健指導室兼読影会議室 | 1 | 78 | 30 | 日中は特定健康診査事後指導室として使用 夜間は、医師がレントゲンフィルムの読影を行う部屋として使用 通常の会議室としても使用できる | 3グループに分かれて読影を行えるような十分な広さを確保すること 3師会事務室に近接させること 動線・配置については添付資料18-2参照 | レントゲンフィルムを見られる環境とすること 壁面収納(扉付き)8m程度設置 |
| | 乳幼児健診・指導室(プレイルーム) | 1 | 118 | 100 | 乳幼児健診後の指導・相談を行う部屋 | 可動間仕切りを設置し、2等分割して使用できるようにすること(遮音タイプ) 栄養指導室に隣接させること 動線・配置については添付資料18-2参照 | 床材は、乳幼児が怪我をしないような柔らかいものとする 土足禁止 |
| | 乳幼児健診・指導準備室 | 1 | 20 | | 遊具等を保管する部屋 | 動線・配置については添付資料18-2参照 | 乳幼児健診・指導室への出入りは両引戸(W=1.8m程度)とすること 土足禁止 |
| | レントゲン車スペース | 1 | (200) | | 検診車3台分が駐車できるスペース | 検診車3台分が駐車できるスペースとすること | 一般車両が入れないよう車止めを設置 |
| 検(健)診・予防接種機能 計 | | | 496 | | | | |

| 室名 | | 室数 | 面積 | 想定利用人数 | 使用目的/用途 | 動線・配置に関する留意事項 | その他特記事項 | |
|-----------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|---|---|---|---|
| 保健センター | 保健指導・栄養指導機能 | 成人検診室兼講習室 | 1 | 173 | 120 | 健康教室、両親学級などのメイン会場となる部屋 成人検診、予防接種の会場としても使用 | 可動式間仕切りを設置し、2等分割して使用できるようにすること(遮音タイプ) レントゲン車スペースへ容易に行くことができる動線を確保すること 動線・配置については添付資料18-1、18-2参照 | 壁面収納(扉付き)を10m程度設置 |
| | | 講習準備室 | 1 | 15 | | 講習会の備品を保管 | 動線・配置については添付資料18-2参照 | |
| | | 栄養指導室 | 1 | 90 | 60 | 離乳食教室、栄養教室など調理実習を行う部屋 | 動線・配置については添付資料18-2参照 | 土足禁止 実習生から講師の手元が見られるよう講師台の上の天井に斜めに鏡を設置すること 床材は、表面が濡れても滑りにくく、かつ掃除しやすいものであること 50人分の食器や調理器具が収納可能な壁面食器収納(扉付き)を7m程度設置 壁面収納(扉付き)を2m程度設置 |
| | | 調理準備室 | 1 | 20 | | 調理実習のための各種電化製品を設置する | 冷蔵庫1台、洗濯機1台、食器乾燥機3台、電気炊飯器等の電化製品を設置できるスペースと電源を確保すること 動線・配置については添付資料18-2参照 | |
| | | 保健指導・栄養指導機能 計 | | 298 | | | | |
| | 3師会機能 | 医師会事務室 | 1 | 55 | 3 | 春日部市医師会が入居(事務室) | 動線・配置については添付資料18-2参照 | |
| | | 歯科医師会事務室 | 1 | 35 | 1 | 春日部市歯科医師会が入居(事務室) | 動線・配置については添付資料18-2参照 | |
| | | 薬剤師会事務室 | 1 | 35 | 1 | 春日部市薬剤師会が入居(事務室) | 動線・配置については添付資料18-2参照 | |
| | | 3師会機能 計 | | 125 | | | | |
| | 管理機能 | 事務室2 | 1 | 50 | 10 | 事務室及びカンファレンスルームとして使用 | 打合せスペースを確保すること 動線・配置については添付資料18-2参照 | 受付はローカウンターとし、椅子を設置 |
| | | 女性用更衣室 | 1 | 13 | 5 | 保健師、看護師、実習生用更衣室 | 動線・配置については添付資料18-2参照 | |
| | | カルテ保管室 | 1 | 30 | | 乳幼児健診記録、予防接種記録、がん検診フィルム等を保管する部屋 | 動線・配置については添付資料18-2参照 | |
| | | 管理機能 計 | | 93 | | | | |
| | コミュニティサロン(待合ロビー) | 1 | 68 | | | 診察の待合スペースとして使用 | オープンスペースとすること | |
| | 保健センター 計(共用部を除く) | | | 1,080 | | | | |
| 市施設共用部 | 湯沸室 | 提案により適宜必要室数で設けること | 提案により適宜必要規模で設けること | 共用部面積には、庁舎共用部～全体共用部の按分まで全てを含む | 適切なセキュリティ区分を提案すること 提案内容により適宜、全体共用、公共共用、県共用、部分共用を区分すること | 来客、職員、等が利用可能なよう適宜複数を設置すること 利用上支障が無ければ他部門との兼用は提案とする | 分別収集ゴミ箱が置けるスペースを確保すること(別室とする提案も可) プライバシー配慮 大便房のブース間相互の界壁は天井までとすること プライバシー配慮 | |
| | 男子便所 | | | | | | | |
| | 女子便所 | | | | | | | |
| | 多目的便所 | | | | | | | |
| | EV、廊下、階段等共用スペース | | | | | | | |
| | 諸設備室、PS、DS、CS等 | | | | | | | |
| | 授乳室 | | | | | | | |
| 共用部想定按分面積 | | 1,220 | | | | 運営時間とセキュリティ区分の違いを考慮し、如何なる場合も法令に即した避難動線を有効に確保できるよう計画すること 個人情報保護等重要情報管理の観点から、維持管理は極力共用部のみから行える様配慮すること CSはセキュリティレベルに応じて区画あるいは専用とすること | | |
| 市施設 計 | | | 3,500 | | | | 湯沸室に隣接すること ベビーベッドを設置すること 個人スペースを設置すること | |

| 室名 | | 室数 | 面積 | 想定利用人数 | 使用目的/用途 | 動線・配置に関する留意事項 | その他特記事項 |
|-------------------|-----------------|------------------------------|---------------------------------|--|--|--|---------|
| 民間施設 | | 応募者提案による 詳細は、業務要求水準書本文による | | | | | |
| 全体 (公共) 共用部 | 総合案内 | 最低1 | 縣市共用部を含む 民間施設と兼ねる場合は所定の按分とする | 総合案内を行なうためのスペース 棟配置等の提案内容により1箇所での案内が困難な場合は、補完する案内ブースを 適宜設置すること | エントランスホール、表玄関から分かり易い位置に配置 案内カウンターを設けること | 敷地から総合案内までの経路を、視覚障がい者利用円滑化誘導経路とする | |
| | 喫煙コーナー | 最低1 | | 一般来館者が利用可能な共用の喫煙コーナー | 提案による(一般来館者が分かり易い位置) | 汚れに配慮された仕上材とする | |
| | 電話コーナー | 最低1 | | 一般来館者が利用可能な公衆電話の設置コーナー | 提案による(一般来館者が分かり易い位置) | | |
| | 自販機コーナー | 最低1 | | 一般来館者が利用可能な自販機の設置コーナー | 提案による(一般来館者が分かり易い位置) | | |
| | 授乳室 | 最低1 | | 一般来館者が利用可能な授乳室 | | | |
| | エントランスホール | 最低1 | | 一般来館者用のエントランスホール 待合・休憩の可能な空間とする | 風除室 駅からの動線を意識した位置に設置 | | |
| | EV、廊下、階段等共用スペース | 提案 | | 適切なセキュリティ区分を提案すること 提案内容により適宜、全体共用、公共共用、県共用、市共用、部分共用を区分すること | 運営時間とセキュリティ区分の違いを考慮し、如何なる場合も法令に即した避難動線を有効に確保できるよう計画すること | | |
| | 便所(男子、女子、多目的) | 最低1 | | 障がい者、高齢者、乳幼児及び親にも配慮した誰もが利用しやすい計画とする | 各便所が全体共用部に面するか各部共用部に面するかは提案内容による | プライバシー配慮 | |
| ビル管理室等 | ビル管理室等 | 1 | 縣市共用部を含む 民間施設と兼ねる場合は所定の按分とする | 縣市公共施設及び外構各部を全体として管理できる位置に配置する | 施設全体の管理に適切な位置を提案すること 警備室と隣接又は兼ねる 湯沸室と近接 その他必要と想定する管理諸室を設置すること | 提案内容により中央管理室、防災センターとする場合は提案図面に明記すること 詳細は提案とする | |
| | 湯沸室 | 提案 | | ビル管理等要員が使用。兼用・専用の別を含め適宜提案とする | ビル管理室と近接 | | |
| | ビル管理用倉庫 | 提案 | | ビル管理上必要な備品、消耗品、清掃用具庫等を収納する | 最低1箇所はビル管理室と近接 | 詳細は提案とする | |
| | 外構管理用倉庫 | 提案 | | 外構の維持管理上必要な備品、消耗品を収納する | 外部から直接出入りできる扉を設けること | 詳細は提案とする | |
| | メール室 | 最低1 | | 公共施設の共用メール室 創業支援、商工団体のメール室は個別に設けてもよい | 公共施設各部からアクセスし易い位置とすること ビル管理等に近接させるなど、管理、郵便物の持ち取り等抑止の観点から、室配置、動線、管理方法を提案すること | 詳細は提案とする | |
| | 清掃員控室 | 最低1 | | 適宜清掃要員室、清掃用具庫等を提案すること | 提案とする | 更衣スペースを含む 詳細は提案とする | |
| | 駐車場関連諸室 | 提案 | | 駐車場を管理する上で必要な管理室や倉庫、精算機スペース、換気、消火等の設備 室は駐車場の提案規模により適切に計画提案すること | 駐車場内他、提案とする | 詳細は提案とする | |

| 室名 | 室数 | 面積 | 想定利用人数 | 使用目的/用途 | 動線・配置に関する留意事項 | その他特記事項 | |
|--------------------------|--------------------|-----------------------|---------------------------------|---------|-------------------|--|-----------------------------|
| 全体 (公共)共用部 (管理・設備) | 公共施設利用車駐車場 | | 適宜 | | 添付資料3による県の外来車両 | できるだけまとめて確保すること 屋内(屋根付)とすること 入出庫動線は民間施設利用車駐車場の入出庫動線と分離すること | 二段式駐車設備による提案は不可とする |
| | 公用車駐車場 | | 適宜 | | 添付資料3による市のレントゲン車 | 安全確保のため、公共、民間施設利用車駐車場とは敷地出入口から分離すること 屋内(屋根付)とすること | |
| | 公共施設用駐輪場 | | 適宜 | | 添付資料3による施設の来客用 | 安全性に配慮した動線計画とすること | |
| | 民間施設利用車駐車場 | 提案 | 提案による | | | 民間施設用途に応じ適切に提案のこと 整備台数については、業務要求水準書本文を参照すること | 民間施設用途に応じ適切に提案のこと |
| | 塵芥室 | | | | | 収集車が敷地内で寄り付けること 屋外と屋内相互から出入可能なこと 時間外対応可能なようセキュリティーに配慮すること 添付資料11を参照 | 分別用のケージや柵は本工事に含む (提案による) |
| | 受変電 電気室 | 提案 | 縣市共用部に含む 民間施設と兼ねる場合は所定の按分とする | | 応募者の計画にあわせ適宜提案とする | 施設の耐用年限が公共施設と大きく異なる施設提案をする場合は、撤去後に公共施設側に過大スペースや過大設備が残留するなどにより、維持管理、運用コストが増大しないよう適切に計画すること。 民間施設内容として一業種による大規模施設など一斉撤退閉鎖リスクの大きな機能を提案する場合は、長期閉鎖により公共側維持管理、運用コストに大きな変動が生じないよう適切な提案をすること。 提案民間施設の更改工事や定期メンテナンス、撤退等による休止、撤去工事など民間事由により、公共施設が所定の運営時間に休止を余儀なくされることの無いよう適切に計画すること。 | |
| | 非常用発電機室 | 提案 | | | | | |
| | 熱源機械室 | 提案 | | | | | |
| | 受水槽室 | 提案 | | | | | |
| | 消火ポンプ室 消防用水ポンプ室 | 提案 | | | | | |
| MDF室 | 提案 | | | | | | |
| その他設備諸室 | 提案 | | | | | | |
| 全体共用部 計 | | 県・市施設の「共用部想定按分面積」に含む。 | | | | | |

共通事項

- ・各室の床面積は本表の記載されている面積の±5%以内とする。
- ・「県施設」「市施設」を標準面積とし、両施設とも標準面積から+5%以内の範囲で計画すること
- ・各共用部面積は参考面積とする。本表標記「共用部面積」は「公共共用部」も含め各部に按分されており、「公共共用部」面積は応募者の提案内容により適宜再構成すること